

市議第4号

令和5年6月26日提出

宮津市議会議員 坂根 栄 六  
松 本 隆  
星 野 和 彦

消費税インボイス制度の導入によって、小規模事業者等の経営に  
影響が及ばないよう配慮を求める意見書（案）

消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)が、令和5年10月から開始  
される。

このインボイス制度の導入により、免税事業者が取引から排除されたり、不当  
な値下げ圧力などを受ける懸念があることに加え、実務が大変複雑になり、事業  
者にとって大きな負担が生じることになる。

また、令和元年10月の軽減税率制度導入に際し、導入後3年以内を目途に、  
事業者の準備状況や取引への影響の可能性などを検証し、必要があると認める  
ときは、その結果に基づいて法制上の措置、その他の必要な措置を講じることが  
法律上規定されているが、税制改正で見直された内容は十分とは言えない。

現在もコロナ禍と物価高騰の下、立場の弱い小規模事業者等は、事業継続と雇  
用維持に懸命に取り組んでいるところであり、取引排除等の懸念や事務が膨大  
となる本制度の導入は、この状況下ではさらに事業者を疲弊させ、地域経済によ  
るまちづくりにも影響を及ぼすことが危惧される。

よって、国においては、負担軽減措置の更なる拡充や、立場の弱い個人事業主  
等が消費税分を適切に価格に転嫁できるよう小規模事業者等の取引環境の整備  
に努めるなど、経営に影響が及ばないよう十分に配慮するよう強く求める。

令和5年6月26日

衆議院議長 細田 博之 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
総務大臣 松本 剛明 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
経済産業大臣 西村 康稔 様

宮津市議会議長 長 本 義 浩